

## 利用上の注意

### (1) 数値について

- ア この結果概要の数値は、概数値であり、農林水産省が平成14年3月までに公表する数値が確定値となる。
- イ 数値については、表示単位未満を四捨五入したので、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。
- ウ 表中に使用した符号は、次のとおりである。
  - 「 - 」... 皆無
  - 「 0 」... 単位に満たないもの
  - 「 」... 減少したもの
  - 「 」... 調査なし
  - 「 X 」... 1又は2の客体に係る数値で、統計法に基づき秘密保護のため秘匿したものの。なお、3以上の客体に係る数値でも、前後の関係から1又は2の客体の数値が判明する場合は同様に秘匿した。(農業集落別統計表では1以上4以下の客体に係る数値について秘匿した。)
  - 「 ~ 」... 以上 未満。例：「1.0~1.5ha」=1.0ha以上1.5ha未満  
ただし、年齢等では 以上 以下。例：「20~24歳」=20歳以上24歳以下

### (2) 定義及び約束事項

#### ア 農家調査

|               |  |
|---------------|--|
| 農 家           | 平成12年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。 |
| 販 売 農 家       | 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。『農家調査票(詳細調査)』により調査した。                                     |
| 自 給 的 農 家     | 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。『農家調査票(簡略調査)』により調査した。                                     |
| 主 副 業 別 分 類   | 農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年センサスから採用された。                            |
| 主 業 農 家       | 農産物を販売した農家のうち、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。                            |
| 準 主 業 農 家     | 農産物を販売した農家のうち、農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。   |
| 副 業 的 農 家     | 農産物を販売しなかった農家、又は販売しても65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。(主業農家、準主業農家以外の農家。)                           |
| 農 業 専 従 者     | 調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。  |
| 農 業 主 従 別 分 類 | 家族経営構成員(経営者と経営構成員)の農業従事日数と農業以外の仕事への従事日数との比較により農業の担い手を析出するための分類として、2000年世界農林業センサスから採用された。     |

|             |   |
|-------------|---|
| 経営者         | その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。<br>なお、センサスでは、1の世帯に複数の経営者がいる場合は便宜的に何れか1人を経営者とした。  |
| 経営構成員       | 経営者以外で自営農業に30日以上従事する世帯員及び他出の農業後継者をいう。   |
| 農業従事が主      | 家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を上回る（同数を含む。）農家をいう。   |
| 農業従事が従      | 家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を下回る農家をいう。   |
| 単一経営農家      | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。  |
| 複合経営農家      | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満の農家をいう。<br>狭義には、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。<br>（広義の複合経営農家 = 準単一複合経営農家 + 狭義の複合経営農家）                                   |
| 準単一複合経営農家   | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。  |
| 農業投下労働規模別分類 | 農業経営に投下された総労働量を標準化した値で比較するため、2000年世界農林業センサスから採用された。年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日/人）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行うものである。 |
| 準農業専従者      | 調査期日前1年間の農業従事日数が60～149日の者をいう。   |
| 家族経営構成員別分類  | 家族経営の労働力構成、経営への家族の参画状況等を明らかにするため、家族経営構成員の世代構成による分類として、2000年世界農林業センサスから採用された。  |
| 1世代家族経営     | 家族経営構成員が、経営主1人又は経営主夫婦等1世代で構成されるものをいう。なお、経営主とその兄弟による経営は1世代とした。   |
| 2世代家族経営     | 家族経営構成員が、経営主と子又は経営主と親又は経営主と孫等2世代で構成されるものをいう。  |
| 3世代等家族経営    | 経営主、子及び孫等3世代で構成されるものをいう。なお、経営主のおじ、おば、いとこ等を含むものは3世代等とした。   |
| 専業農家        | 世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。  |
| 兼業農家        | 世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。   |
| 第1種兼業農家     | 農業所得を主とする兼業農家をいう。   |

|          |   |
|----------|---|
| 第2種兼業農家  | 農業所得を従とする兼業農家をいう。   |
| 農業後継者    | 次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。  |
| あ と つ ぎ  | 次の代で家を継承する予定の者をいう。なお、複数の子がいて誰に継承させるかが決まっていない場合は、時系列比較を行うために、便宜上同居している最年長の男の子供とした。 |
| 農業従事者    | 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。  |
| 農業就業人口   | 調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。                  |
| 基幹的農業従事者 | 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた」者のことをいう。                   |

(参考) 世帯員の就業状態

|          |         | 仕事への従事状況 |                 |          |             |            |
|----------|---------|----------|-----------------|----------|-------------|------------|
|          |         | 農業のみに従事  | 農業とその他の仕事の両方に従事 |          | その他の仕事のみに従事 | 仕事に従事しなかった |
|          |         |          | 農業が主            | その他の仕事の主 |             |            |
| ふだんの主な状態 | 主に仕事    | C        |                 | A        | B           |            |
|          | 主に家事や育児 | B        |                 |          |             |            |
|          | その他     | A        |                 |          |             |            |
|          |         | C        |                 |          |             |            |

A 農業従事者  
B 農業就業人口  
C 基幹的農業従事者

|          |   |
|----------|---|
| 経営耕地     | 農家が経営する耕地（田，畑，樹園地の計。）をいう。経営耕地は自己所有耕地と借入耕地に区分される。              |
| 所有耕地     | 自己所有農地のうち耕作放棄地を除いたものをいう。                                      |
| 借入耕地     | 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。                                       |
| 貸付耕地     | 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。  |
| 耕作放棄地    | 以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいう。 |
| 農業生産関連事業 | 自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業をいう。                        |

|       |   |
|-------|---|
| 農産加工  | 農畜産物を原料として物理的・化学的变化を加えて新たに生産物を生産することをいう。          |
| 直販    | 農畜産物や農産加工品を直接消費者に販売している場合や消費者と販売契約して直送している場合をいう。  |
| 観光農園  | 農園や牧場などで入園（入場）料をとっているものをいう。                       |
| 契約生産  | 予め特定の者（スーパーマーケット等小売店を含む。）と売買契約をして農業生産を行っているものをいう。 |
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を市町村長から受けている農業者をいう。     |

## イ 農家以外の農業事業体調査

|                            |  |  |
|----------------------------|--|--|
| 農家以外の農業事業体                 | 前記アで規定する農家以外で農業を営む事業体であって、経営耕地面積が10a以上あるもの又は経営耕地がそれ未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あるものをいう。  |  |
| （<br>経<br>営<br>目<br>的<br>） | 販 売  | 農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とした事業体をいう。                             |
|                            | 牧草地経営体   | 牛馬の預託事業を営むことを目的とした事業体及び共同して牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用することを目的とした事業体をいう。 |
|                            | その他  | 試験研究、学校、厚生等を目的として農業を行う事業体をいう。                                  |
| 協業経営体                      | 販売目的の事業体及び牧草地経営体については『農家以外の農業事業体調査票』により調査した。その他目的の事業体については『農家以外の農業事業体用照査表』により組織形態、経営耕地面積のみ調査した。<br>2戸以上の世帯が、農業経営に関し生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまで、経営の一切の過程を共同して行っている組織をいう。 |  |
| 農事組合法人                     | 農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。  |  |
| 株式会社                       | 商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。  |  |
| 有限会社                       | 有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。   |  |
| 合名・合資会社                    | 商法に基づく合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。  |  |
| 農協・その他の農業団体                | 農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織、その他の農業関係の団体をいう。  |  |

## ウ 林家調査

|         |  |
|---------|--|
| 林家      | 平成12年2月1日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。<br>保有山林面積3ha以上の林家（実査対象林家）については『林家調査票』により調査した。保有山林面積3ha未満の林家については『世帯用照査表』により保有山林面積のみ調査した。 |
| 農家林家    | 林家のうち、農家である世帯をいう。  |
| 非農家林家   | 林家のうち、農家でない世帯をいう。  |
| 山林      | 用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、台帳地目にかかわらず現況によった。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いた。                                   |
| 保有山林    | 世帯が単独で経営できる山林のことで、所有山林から他に貸し付けている山林（他に分収させている山林を含む。）を除いたものに、他から借りている山林（分収している山林を含む。）を加えたものをいう。                           |
| 林産物の販売  | 保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、林野特産物をいい、買山からの素材、栽培きのこ類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間に販売（自家消費に向けたものを含む。）したものをいう。                        |
| 林家の主業   | 世帯の生計の主なよりどころとなっている仕事をいう。2以上の異なった仕事がある場合は、所得の最も多いものを主業とした。   |
| 林業従事世帯員 | 過去1年間に自分の家の林業の作業（山林の見回りなどを含む。）やよそに雇われて林業の作業に従事した世帯員をいう。  |
| 植林      | 山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に苗木を植えたり、種子を播いたり、挿し木したりする作業をいう。植林のための地ごしらえ、苗木運搬作業を含む。   |
| 下刈りなど   | 林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど間伐以外の保育作業をいう。  |
| 間伐      | 除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣性木、不用木を抜き切りすることをいう。  |
| 主伐      | 一定の林齢に生育した林木を、用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいう。<br>なお、立木のまま販売したものは含まない。  |

## エ 林家以外の林業事業体調査

|                 |  |
|-----------------|--|
| 林家以外の<br>林業事業体  | <p>前記ウで規定する林家以外で山林を保有する事業体であって、保有山林面積が1ha以上のものをいう。</p> <p>保有山林面積10ha以上の事業体（実査対象事業体）については『林家以外の林業事業体調査票』により調査した。保有山林面積10ha未満の事業体については『林家以外の林業事業体用照査表』により、組織形態、保有山林面積のみ調査した。</p>   |
| 山林保有組織<br>形態別分類 | <p>会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県に区分される。</p> <p>なお、次の慣行共有の条件を満たす事業体は名義上、会社、社寺、共同であっても慣行共有に分類される。</p>  |
| 慣行共有            | <p>慣行共有とは、一般的に「ムラ」有林と呼ばれているもの、又はそれに近いものであって、実質的な使用収益が多かれ少なかれ慣行として共同体的制約を受けると認められるものをいい、具体的には次の3条件のうち1以上に該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 山林からの収入や林産物を「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。</li><li>2) その山林は、昔からのしきたりで持っている、又は利用している、あるいは利用させている。</li><li>3) 山林の権利者になる資格に特定の「ムラ」に住んでいる者に限るという制限がある。</li></ol> |
| 共同              | <p>2以上の個人、会社、その他のものが山林を共同保有しているものをいう。</p>  |
| 各種団体・<br>組合     | <p>森林組合、農協、造林組合などの組合のほか、講、青年団、財団法人などが、その集団の目的のために山林をもっているものをいう。</p>  |
| 財産区             | <p>地方自治法により、市町村の一部の山林（旧市区町村単位など）を財産としてもっているものをいう。</p>  |
| 地方公共団体<br>の組合   | <p>地方自治法による地方公共団体の組合のことで、市町村の事務、例えば村有林についての事務を2つ以上の市町村が組合を作って運営しているものをいう。</p>  |

(3) 農業地域類型について

ア 定義

| 農業地域類型 | 基準指標   |
|--------|--|
| 都市的地域  | 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市町村<br>可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。                         |
| 平地農業地域 | 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。<br>耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田の傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市町村 |
| 中間農業地域 | 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村<br>耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村   |
| 山間農業地域 | 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市町村  |

- 注：1) 決定順位：都市的地域 山間農業地域 平地農業地域・中間農業地域  
 2) 旧市町村とは、平成11年8月1日現在の市町村の区域に含まれる昭和25年2月1日現在の市町村をいう。  
 3) D I D〔人口集中地区〕とは、人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。  
 4) 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

イ 新旧市町村別一覧（平成7年国勢調査結果による類型区分）

|             |           |           |           |            |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| (市町村)       | (沼田市 都市)  | 富士見村 平地   | (下仁田町 山間) | (昭和村 平地)   |
| 旧市町村 地域類型   | 沼田町 都市    | 大胡町 平地    | 下仁田町 山間   | 久呂保村 平地    |
| (前橋市 都市)    | 利南村 平地    | 宮城村 平地    | 馬山村 中間    | 系之瀬村 平地    |
| 前橋市 都市      | 池田村 中間    | 粕川村 平地    | 小坂村 山間    | 赤堀町 平地     |
| 上川淵村 都市     | 薄根村 平地    | 新里村 平地    | 西牧村 山間    | (佐)東村 平地   |
| 下川淵村 平地     | 川田村 中間    | 黒保根村 山間   | 青倉村 中間    | (境町 都市)    |
| 南橋村 都市      | (館林市 都市)  | (勢)東村 山間  | (南牧村 山間)  | 境町 都市      |
| 芳賀村 平地      | 館林町 都市    | (榛名町 中間)  | 月形村 山間    | 采女村 平地     |
| 桂萱村 都市      | 郷谷村 平地    | 室田町 中間    | 尾沢村 山間    | 剛志村 平地     |
| 東村 都市       | 大島村 平地    | 里見村 平地    | 磐戸村 山間    | 鳥村 平地      |
| 元総社村 都市     | 赤羽村 平地    | 久留馬村 平地   | (甘楽町 中間)  | 世良田村2-1 都市 |
| 総社町 都市      | 六郷村 都市    | (倉淵村 山間)  | 小幡町 平地    | (玉村町 平地)   |
| 清里村 平地      | 三野谷村 平地   | 倉田村 中間    | 秋畑村 中間    | 玉村町 平地     |
| 新高尾村2-2 都市  | 多々良村 都市   | 烏淵村 山間    | 新屋村 平地    | 芝根村 平地     |
| 木瀬村 都市      | 渡瀬村 平地    | (箕郷町 中間)  | 福島町2-1 平地 | 上陽村2-1 平地  |
| 上陽村2-2 都市   | (渋川市 都市)  | 箕輪町 平地    | (松井田町 中間) | 滝川村2-2 都市  |
| 荒砥村 平地      | 渋川町 都市    | 車輪村 中間    | 松井田町 都市   | (尾島町 平地)   |
| (高崎市 都市)    | 金島村 都市    | 相馬村2-2 中間 | 白井町 山間    | 尾島町 平地     |
| 高崎市 都市      | 古巻村 都市    | 上郊村2-2 平地 | 坂本町 山間    | 世良田村2-2 平地 |
| 六郷村 都市      | 豊秋村 都市    | (群馬町 平地)  | 西横野村 平地   | (新田町 平地)   |
| 新高尾村2-1 平地  | (藤岡市 中間)  | 金古町 平地    | 九十九村 平地   | 木崎町 平地     |
| 中川村 都市      | 藤岡町 都市    | 国府村 平地    | 藤野村 中間    | 生品村 平地     |
| 八幡村(碓氷郡) 都市 | 神流村 都市    | 堤ヶ岡村 平地   | (中之条町 中間) | 綿打村 平地     |
| 豊岡村 都市      | 小野村 都市    | 上郊村2-1 平地 | 中之条町 都市   | 藪塚本町 平地    |
| 長野村 平地      | 美土里村 平地   | (子持村 中間)  | 沢田村 山間    | 笠懸町 平地     |
| 大類村 都市      | 美九里村 平地   | 長尾村 平地    | 伊参村 中間    | (大間々町 中間)  |
| 八幡村(多野) 平地  | 平井村 平地    | 白郷井村 中間   | 名久田村 中間   | 大間々町 都市    |
| 岩鼻村 都市      | 日野村 山間    | 小野上村 中間   | (吾)東村 中間  | 福岡村 山間     |
| 倉賀野町 都市     | (富岡市 都市)  | 伊香保町 山間   | (吾妻町 中間)  | 川内村2-2 中間  |
| 京ヶ島村 都市     | 富岡町 都市    | (榛東村 平地)  | 原町 中間     | 黒保根村2-2 中間 |
| 滝川村2-1 都市   | 黒岩村 平地    | 桃井村 平地    | 太田村 中間    | (板倉町 平地)   |
| (桐生市 都市)    | 一ノ宮町 平地   | 相馬村2-1 平地 | 岩島村 中間    | 伊奈良村 平地    |
| 桐生市 都市      | 高瀬村 都市    | (吉岡町 平地)  | 坂上村 中間    | 西谷田村 平地    |
| 梅田村 山間      | 額部村 平地    | 明治村 平地    | 長野原町 中間   | 海老瀬村 平地    |
| 川内村2-1 山間   | 小野村 平地    | 駒寄村 平地    | 孀恋村 中間    | 大箇野村 平地    |
| 相生村 都市      | 吉田村 平地    | 新町 都市     | 草津町 中間    | (明和町 平地)   |
| 菱村 中間       | 福島町2-2 都市 | (鬼石町 中間)  | 六合村 山間    | 梅島村 平地     |
| 飛駒村2-2 山間   | 丹生村 中間    | 鬼石町 都市    | 高山村 中間    | 千江田村 平地    |
| (伊勢崎市 都市)   | (安中市 平地)  | 三波川村 山間   | 白沢村 中間    | 佐貫村 平地     |
| 伊勢崎市 都市     | 安中町 都市    | 美原村 中間    | (利根村 山間)  | (千代田町 平地)  |
| 三郷村 都市      | 原市町 平地    | (吉井町 平地)  | 東村 山間     | 富永村 平地     |
| 宮郷村 都市      | 磯部町 平地    | 吉井町 都市    | 赤城根村 山間   | 永楽村 平地     |
| 名和村 都市      | 東横野村 平地   | 多胡村 中間    | 片品村 山間    | (大泉町 都市)   |
| 豊受村 都市      | 岩野谷村 平地   | 入野村 平地    | 川場村 山間    | 小泉町 都市     |
| (太田市 都市)    | 板鼻町 都市    | 岩平村 平地    | (月夜野町 中間) | 大川村 都市     |
| 太田市 都市      | 秋間村 中間    | 万場町 山間    | 古馬牧村 中間   | (邑楽町 平地)   |
| 強戸村 平地      | 後閑村 中間    | 中里村 山間    | 桃野村 中間    | 中野村 平地     |
| 休泊村 都市      | 北橋村 平地    | 上野村 山間    | 水上町 山間    | 高島村 平地     |
| 矢場川村2-1 都市  | (赤城村 平地)  | (妙義町 平地)  | 新治村 中間    | 長柄村 平地     |
| 宝泉村 都市      | 敷島村 中間    | 高田村 平地    |           |            |
| 毛里田村 平地     | 横野村 平地    | 妙義町 中間    |           |            |

(4) 農業集落別統計表の見方について

## ア 農業集落とは

農業集落とは、農業上形成されている地域社会のことで、もともと自然発生的に家と家とが地縁的・血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

農家点在地とは、農業集落が市街化の進展などにより集落機能を失い、少数の農家が非農家の間に点在している状態になっているものをいう。

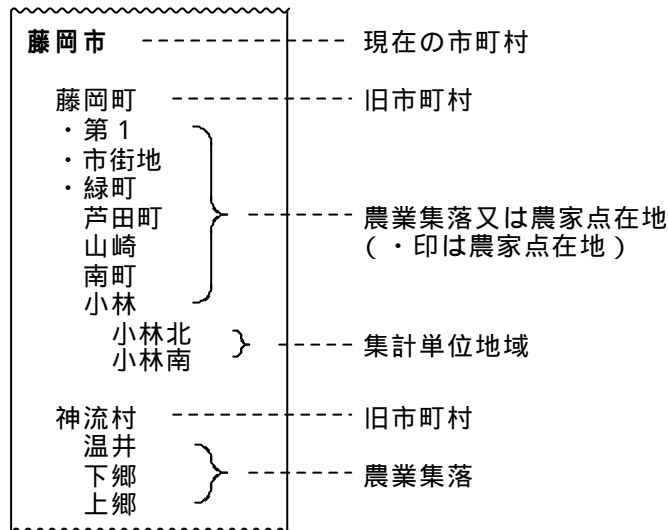
集計単位地域は、農業集落又は農家点在地の区域を2以上に区分して集計及び表章の単位としたもの。

旧市町村とは、平成12年2月1日現在の市町村の区域に含まれる、昭和25年2月1日現在（第1回調査実施時）の市町村を指す。

本県の農業集落数は1,993。農家点在地数は158。

## イ 表側について

(例)



## ウ 統計表に記載のない農業集落・農家点在地一覧

本書では農業集落及び農家点在地のうち、農家が1戸もないものについては記載を省略した。記載のないものは次のとおり。(無印...農業集落, 印...農家点在地, 斜体字...集計単位地域)

|      |  |
|------|--|
| 前橋市  | 【前橋市】 若宮町他1町,【元総社村】 大渡   |
| 高崎市  | 【塚沢村】 高崎北中, 高崎北東, 高崎中部,【佐野村】 高崎南部  |
| 桐生市  | 【境野村】 関根,【桐生市】 東部,【梅田村】 石礪[農業集落「梅田5丁目」のうちの集計単位地域],【川内村2-1】 鳴神,【飛駒村2-2】 東原,馬立,後沢,落合       |
| 伊勢崎市 | 【伊勢崎市】 伊勢崎第一, 上泉・川岸, 広瀬  |
| 太田市  | 【太田市】 太田第1(本町・東本町)   |
| 館林市  | 【館林町】 本町三丁目一部・本町四丁目一部1, 本町三丁目一部・本町四丁目一部2, 本町一丁目・二丁目・大手町一部, 仲町一部, 西本町一部・代官町一部, 大手町一部・城町一部 |
| 渋川市  | 【渋川町】 西部   |
| 藤岡市  | 【日野村】 御荷鉾, 奈良山, 上平, 小柏, 大平開拓地, 箕輪, 猪之田   |
| 安中市  | 【秋間村】 17区[農業集落「中秋間」のうちの集計単位地域]   |
| 伊香保町 | 水沢   |
| 鬼石町  | 【鬼石町】 山際,【三波川村】 大沢, 諸松, 平滑, 琴辻, 猪窪,【美原村】 今里, 扇屋  |
| 万場町  | 赤久縄, 高塩  |
| 上野村  | 黒川, 住居附  |
| 下仁田町 | 【下仁田町】 上町, 川井,【青倉村】 宮室, 風口, 北野, 桑本   |
| 甘楽町  | 【秋畑村】 来波下[農業集落「来波」のうちの集計単位地域]  |
| 松井田町 | 【松井田町】 紺屋町[農業集落「松井田」のうちの集計単位地域],<br>【坂本町】 水谷道全, 恩賀[農業集落「北野牧・西野牧」のうちの集計単位地域]              |
| 吾妻町  | 【岩島村】 大平[農業集落「松谷」のうちの集計単位地域]   |
| 六合村  | 小倉   |
| 水上町  | 湯ノ小屋, 粟沢, 幸知, 湯檜曾  |
| 新田町  | 【木崎町】 神明   |
| 大間々町 | 【福岡村】 折の内  |